

北播磨総合医療センター企業団職員の定年等に関する規程

〔令和5年3月23日
企業管理規程第2号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の定年等に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第1号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第2条 条例第12条の規程で定める情報は、定年前再任用（条例第12条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）されることを希望する者の次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体標語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 企業長は、条例第12条の規定により短時間勤務の職（条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。）に任用されることを希望する者（以下この項において「定年前再任用希望者」という。）に、次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用に係る勤務地

(4) 定年前再任用をされた場合の給与

(5) 定年前再任用された場合の1週間あたりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(年齢60年に達する職員に提供する情報)

第3条 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 条例第6条から第11条までの規定による管理監督職勤務上限年齢に

よる降任等に関する情報

- (2) 条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報
- (3) 北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号）附則第4項から第10項までの規定による給料月額の特例措置に関する情報
- (4) 北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第9号）附則第7項から第16項までの規定による退職手当の特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める情報
（勤務の意思の確認）

第4条 企業長は、条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認するときは、期間を十分に確保するよう努めるものし、当該職員に対し、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) 前各号に定めるもののほか、企業長が必要と認める事項
（定年退職者等の再任用の選考に用いる情報）

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第2号。以下「令和5年改正条例」という。）附則第5項から第12項までに規定する規程で定める情報は、同条例附則第5項から第12項までの規定により採用しようとする者の次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体標語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和5年改正条例附則第8項に規定する暫定再任用をいう。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。